３　死因究明等推進計画に定める前項第二号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

４　厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

５　厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。

６　政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

７　政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

８　第四項及び第五項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

第四章　死因究明等推進本部

（設置及び所掌事務）

第二十条　厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

２　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　死因究明等推進計画の案を作成すること。

二　死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三　前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第二十一条　本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員十人以内をもって組織する。

（死因究明等推進本部長）

第二十二条　本部の長は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）とし、厚生労働大臣をもって充てる。

（死因究明等推進本部員）

第二十三条　本部に、死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二　死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者

３　前項第二号の本部員は、非常勤とする。

（専門委員）

第二十四条　本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（幹事）

第二十五条　本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

２　幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

（資料提出の要求等）

第二十六条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（本部の運営の在り方）

第二十七条　本部の運営については、第二十三条第二項第二号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

（事務局）

第二十八条　本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

２　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

３　事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

４　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第二十九条　この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　死因究明等推進地方協議会

第三十条　地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

第六章　医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第三十一条　医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」の下に「―第十六条の四」を加える。

第四条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第十九条第一項に規定する死因究明等推進計画の策定及び推進に関すること。

第十六条の二の見出しを「（設置）」に改め、同条第一項中「自殺総合対策会議」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

死因究明等推進本部

自殺総合対策会議

第十六条の二第二項を削り、第三章第四節中同条の次に次の二条を加える。

（死因究明等推進本部）

第十六条の三　死因究明等推進本部については、死因究明等推進基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（自殺総合対策会議）

第十六条の四　自殺総合対策会議については、自殺対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第十八条第一項中「第十七号まで」を「第十六号まで、第十七号」に改める。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三